

岩内町デマンド交通システム導入等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

岩内町デマンド交通システム導入等業務

(2) 業務の目的

本町では他町村を結ぶ路線バスの確保のほか、町内を面的にカバーする循環バス「ノッタライン」、市街地と温泉観光エリアである円山地域を結ぶ「円山地域乗合タクシー」を運行するなどの取組を行っているが、人口減少や高齢者の運転免許返納者数の増加、交通事業者の運転手高齢化等による慢性的な人手不足等、地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況となっており、交通空白地帯の解消や持続可能な地域公共交通の確保・維持が喫緊の課題となっている。

本業務は、岩内町地域公共交通計画 基本方針1「持続可能な公共交通の実現に向けた町内交通ネットワークの形成」に基づき、岩内町内における公共交通の効率的な運行及び持続可能な公共交通の維持のため、A I オンデマンド交通による実証運行による空白地帯の解消や潜在的公共交通ニーズの調査のほか、既存交通体系が抱える課題など、複合的な課題の解決を主たる目的とし、同時に地域公共交通の利便性向上や、公共交通計画の改定を見据えた人流・交通データの収集など、地域の移動ニーズを踏まえた持続可能な公共交通の維持・確保を図ることを目的としている。

(3) 業務の内容

別添「岩内町デマンド交通システム導入等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 契約上限額

契約上限金額 6,600 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルへの企画提案に参加しようとする者は、参加資格として以下の要件の全てを満たしている者とする。

- ① 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑤ 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- ⑥ 企画提案書の提出日において、令和7・8年度の岩内町競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。
- ⑦ 契約締結までの間に、国、北海道及び岩内町から競争入札参加資格者について指名停

止等の措置を受けていない者であること。

⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

⑨ 自己の責任による災害、事故について迅速に対応ができるとともに相応の補償能力があること。

3 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第 1 優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第 1 優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第 2 優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が 1 者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認める場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第 4 号）により提出すること。

(2) 受付期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）17 時まで【必着】

(3) 提出場所

「12 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 1 持参、口頭及び F A X による質問は受け付けません。

※ 2 件名を「岩内町デマンド交通システム導入等業務に関する質問（貴社名）」とすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問受付期限後に一括で行うこととし、令和 7 年 6 月 23 日（月）までに、岩内町公式ホームページで公開する。

(6) その他

本要領、仕様書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

5 参加表明手続

(1) 提出書類（各 1 部）

① 参加表明書（様式第 1 号）

② 参加表明事業者概要調書（様式第 2 号）

③ 実績調書（様式第 3 号）：1 部

必要に応じて受注実績が分かるものを添付すること。

④ 履歴事項全部証明書の写し：1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 26 日（木）【必着】

(3) 提出場所

「12 担当部署」に提出すること。

(4) 提出方法

持参、郵送または電子メールにて提出すること。

(5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書を審査の上、参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和 7 年 6 月 30 日（月）までに電子メールにて通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第 5 号）

ア 企画提案書は、A4 版（A3 版も可とするが、A4 版縦の大きさに織り込むこと。）の規格で作成し、片面印刷とすること。（パワーポイント形式でも可）

イ 枚数は 20 枚以内とし、読みやすさや簡潔さに留意すること。また、一連の文書番号を記載すること。

ウ 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わないこととする。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

エ 企画提案書の内容は、実施可能なものとし、以下の点を踏まえ、簡潔に記述すること。

○会社概要、営業所、連携会社、保有するスタッフ等の概況を記載すること。

○本業務と同種又は類似の業務の受注実績（業務名、発注者、契約金額、契約期間、業務内容等）を記載すること。

○業務推進体制、分担業務の内容のほか、構成メンバーの役職・所属のほか、本業務の担当者について、業務経歴や経験年数、保有資格等を記載するとともに、類似業務での実績や特記事項があれば記載すること。

○仕様書に基づく実施方針、実施方法、スケジュール及びフロー等を記載すること。

○提案するシステム等において将来的に発生する維持・管理費について、見積書とは別に記載すること。なお、維持費等については、システム使用料及び、故障・問い合わせサポート（サービス内容に関する問い合わせ対応は、平日 9 時から 17 時、システムの不具合に関する問合せ対応は、24 時間 365 日）とする。

○その他、本町の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、本事業に附随する提案や本町の持続可能な地域公共交通の維持に資する方策等について、実現可能性を踏まえて自由に提案すること。

② 見積書（A4 版・任意様式）

合計金額（消費税及び地方消費税の額を含む）のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む）についても記載すること。

(2) 提出部数

紙媒体 8 部（会社名等を記入したもの 1 部、記入しないもの 7 部）

※ プロポーザル審査委員が企画提案書を公平に評価するため、提案した企業名等が特定されないように配慮するためである。企画提案書本文においても、提案企業名がわからないよう配慮すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）17 時まで【必着】

(4) 提出場所

「12 担当部署」に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

(6) 留意事項

- ① 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めない。
- ② 本要領や仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

7 失格要件

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- ① 「3 参加資格要件」を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された条件に適合しない場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 審査委員会委員又は関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合

8 企画提案の審査及び選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査評価及び候補者の特定を行うため、岩内町デマンド交通システム導入等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) プレゼンテーション等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

なお、企画提案書の提出時点で5者以上の提出があった場合は、審査委員会において1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。

① 実施期間

令和7年7月14日（月）～令和7年7月15日（火）

※詳細な日時等については、別途通知する。

② 実施場所

岩内町役場庁舎

③ 実施方法

ア 1者の持ち時間は40分以内（提案30分、質疑10分以内）とする。

イ 必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他の機器については、提案者が準備すること。

ウ プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできない。

エ プレゼンテーション当日に指定の場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

(3) 契約候補者の選定

審査委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった者を第1優先契約候補者とし、次点の者を第2優先契約候補者として選定する。

(4) 結果通知

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、電子メールで通知する。

9 審査基準

別紙「審査項目と審査基準の概要」のとおりとする。

10 契約に関する事項

- (1) 本業務委託契約は、指名選考委員会での審議を経た後、正式に見積書を徴収の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、第1優先契約候補者との協議が合意に達しない場合は、第2優先契約候補者と同様の協議を行うものとする。
- (2) 本業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の内容・再委託先・その他再委託に対する管理方法などを書面により提出し、町の承認を得なければならない。なお、再委託先の作業等に関し一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (3) 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語や通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。
- (7) 審査結果及び選定者名は公表する。
- (8) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（様式第6号）を提出すること。辞退することによって、今後の岩内町との契約等に不利な取扱いをするものではない。
- (9) 本業務は、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」の交付決定が条件となるため、受託候補者として指名された場合においても契約に至らない場合がある。
この場合、受託候補者が本公募型プロポーザルのために要した費用は全て受託候補者の負担となり、本町へ請求することはできない。

12 担当部署

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台 134 番地 1
岩内町 民生部 町民生活課 生活環境係
電話：0135-67-7094
FAX：0135-67-7103
E-mail：jumin@town.iwanai.lg.jp

13 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

実施内容	日程
プロポーザル実施公告	令和 7 年 6 月 11 日（水）
質問書の提出期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）
質問書の回答期限	令和 7 年 6 月 23 日（月）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 6 月 26 日（木）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 7 月 1 日（火）まで
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 7 日（月）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和 7 年 7 月 14 日（月）・15 日（火）
選考結果通知	令和 7 年 7 月 18 日（金）
業務委託契約の締結（随意契約）	令和 7 年 7 月 29 日（火）